資　格

競争参加者の資格に関する公示

令和９・10年度において経済産業省所管における建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年11月11日

経済産業省大臣官房会計課長　玉井　優子

◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13

１　建設工事の工種区分及び測量・建設コンサルタント等業務の業種区分

⑴　建設工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項別表第一に規定する区分29種類

⑵　測量・建設コンサルタント等業務

①　測量

②　建築関係建設コンサルタント業務

③　土木関係建設コンサルタント業務

④　地質調査業務

⑤　補償コンサルタント業務

２　申請の時期

⑴　定期の申請にあっては、インターネットの使用により令和８年12月１日から令和９年１月15日までに、次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。

建設工事　https://www.pqr.mlit.go.jp/

測量・建設コンサルタント等業務

https://www.pqrc.mlit.go.jp

ただし、インターネット方式で対応していない申請（共同企業体に関する申請等）については、令和８年12月１日から令和９年１月15日までの間に持参又は郵送（当日消印有効で書留郵便とする）するものとする。

⑵　随時の申請時期は、令和９年２月１日以降とする。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　定期の申請にあっては、２⑴のアドレスにアクセスし、令和８年11月２日から令和８年12月28日までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和８年11月２日から令和９年１月15日までの間に得るものとする。

共同企業体に関する申請等及び随時の申請に必要な、当省所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、別記１の申請書の提出場所において無料で交付する。また、インターネットを使用して次のアドレス（経済産業省ホームページ）にアクセスし、申請書を出力することもできる。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/sanka_shikaku/c_R8.html

⑵　申請書の提出方法　定期の申請にあっては、２⑴において作成した申請用データを、入手したパスワードを入力して送信するものとする。また、測量・建設コンサルタント等業務の申請については、添付書類として以下に掲げる②の二のニ、ホ、ヘ、ト（電子納税証明書の送付でも可）及び添付書類等届出書を次の送付先に書留郵便にて郵送する。

インターネット一元受付ヘルプデスク

【建設工事】

電話番号　052―300―2287

【測量・建設コンサルタント等業務】

電話番号　092―401―6640

送付先　〒810―0001 福岡県福岡市中央区天神４－４－11天神ショッパーズ福岡７階　測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスクあて

共同企業体に関する申請等及び随時の申請については、別記１に掲げるいずれかの部局長に、次の①及び②の申請書等の関係書類を持参又は郵送（書留郵便とする）により提出すること。

なお、提出の際、参加を希望する部局（地区）を選択することにより、その選択した部局（地区）の部局長にも提出したものとみなして扱う。

①　建設工事に係るもの

一　申請書

二　添付書類

イ　営業所一覧表

ロ　工事経歴書（提出は任意とする。）

ハ　建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する者に限る。）

ニ　総合評定値通知書等の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定するものであり、平成20年国土交通省告示第85号）

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書等の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書等の写しをそれぞれ提出する。

ホ　建設業許可申請書の写し（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第２条第１号に定める様式第１号（別紙を含む。）で、申請日から直近のもの）

ヘ　共同企業体等調書（共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する者に限る。）

ト　納税証明書の写し（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の３））ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税規則別紙第９号書式（その２）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書を、法人である場合は法人税の申告に関する申出書を、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができない場合や納税額について係争中の場合（係争部分以外の租税を除く）など、国税規則別紙第９号（その３）、（その３の２）又は（その３の３）を提出できない場合は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

チ　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

②　測量・建設コンサルタント等業務に係るもの

一　申請書

二　添付書類

イ　測量等実績調書

ロ　技術者経歴書

ハ　営業所一覧表

ニ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合に限る。）

ホ　登録を受けている場合にあっては、当該登録を証する書類又はその写し

ヘ　財務諸表類（直前１年の各事業（営業）年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあっては、これらに類する書類））

ト　納税証明書の写し（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の３））ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税規則別紙第９号書式（その２）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書を、法人である場合は法人税の申告に関する申出書を、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付